

令和2年度事業計画

1 方針

滋賀県は、琵琶湖をはじめとする豊かで美しい自然を有している。県土のおよそ2分の1の面積を占める森林は、人工林、天然林が相まって四季折々の景観を見せているだけでなく、生命の源である清らかな水を養い、県土を保全して、人間や多くの生き物の命を支えている。

こうしたことを背景に滋賀県では、琵琶湖森林づくり条例に基づき「琵琶湖森林づくり基本計画」が策定され、この計画に沿って環境に配慮した森林づくり及び県民の協働による森林づくりが推進されている。また、将来にわたって健全で緑豊かな森林を守り育てるためには、森林の保全及び林業の振興と併せて、山村の活性化を図ることが重要であることから、関係機関が連携して森林・林業・山村を一体的に捉えた「やまの健康」を目指す取組が進められている。

一方、国においては、「森林経営管理法」に基づき、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立に向けた森林経営管理制度を運用し、併せて、森林環境譲与税による市町村を中心とした新たな森林整備に取り組むこととしている。

こうした中で、今後も「緑の募金」による財源をもとに、自主・自立的経営を県民・企業・団体等の理解と協力を得ながら、緑の募金の一層の普及・啓発と安定した収入による緑化事業の充実を図ることとして、「中期経営計画」（2019年度～2023年度）（以下「中期計画」という。）の3つの経営戦略方針に基づき、計画2年度である令和2年度も円滑な組織運営・事業運営を確保し、「緑の募金」と森・緑づくり活動を推進するとともに、緑豊かな県土づくりを県民との協働により進めることを目指し、「SDGs（持続可能な開発目標）」が掲げる目標へ貢献するよう、次の事項に重点をおいて事業を展開することとする。

- (1) 「緑の募金」の趣旨とともに、森・緑づくりの大切さを啓発し、県民の緑化意識の高揚に努める。
- (2) 令和4年春に開催される第72回全国植樹祭へ向けて県民の緑化意識の向上や植樹行事への取組を進める。
- (3) 地域住民等による森づくりや学習としての学校林づくり及び森林ボランティア等による協働の森づくりの取組を支援し、地域の森・緑づくりを推進する。
- (4) 地域住民等により行われる学校、公園等の公共施設を中心とした植樹活動を支援し、身近な緑づくりを推進する。
- (5) 緑の少年団等の育成を図り、次代を担う青少年による森・緑づくり、環境活動等を推進し、併せて、里山保全や地域の緑化等の取組を進める団体の活動や人材育成を支援する。
- (6) 森・緑づくりは、地球的視野に立った取り組みが必要であることから、国際的な緑化活動の推進と啓発に努める。
- (7) 公益目的事業を行う公益財団法人として、適切な事業内容による組織運営を行うとともに、ホームページ等を利用した情報公開に努める。

2 全体事業計画

(1) 森・緑づくりの普及・啓発

1) 緑の募金

「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」及び「中期計画」に基づき、年間6,000万円を目標に、春期は4月～5月、秋期は9月～10月を募金活動期間として、県及び市町緑化推進委員会ならび関係団体等との連携のもとに、「緑の募金」運動を展開する。特に、家庭募金の維持確保とともに、マッチング手法による企業募金及び職場募金活動にも積極的に取り組む。

2) 緑化啓発コンクールの実施

緑化啓発のための標語コンクール、写真コンクールを実施する。

3) 緑化相談の実施

当会または県主催の催し等の場に「緑化相談所」を開設、また市町等の各種イベント等に「緑化相談員」を派遣し、緑化に関する相談に応じ、身近な緑づくりについての普及・啓発を図る。

4) 募金活動等の総合的推進

市町緑化推進委員会が行う募金活動及びこれに基づく森づくりや緑化の推進に関する事業にかかる運営費、事務費等に対して助成し、募金活動、森づくりや緑化の推進に関する事業の総合的な推進を図る。

5) 啓発活動の総合的推進

緑化意識の向上を図るための啓発活動が円滑かつ効果的に推進できるよう、総合的に企画運営するとともに、各地域の実情に即した森づくりや緑化が推進されるよう努める。

当会の事業及び緑の募金の実績とその用途等について、広報誌の発行、ホームページへの掲載などにより広く緑化の推進に関する普及・啓発に努める。

国土緑化推進機構及び近畿地区緑化推進協議会との連携により、幅広い啓発に努める。

その他あらゆる機会を捉えて、各種の報道媒体に「緑の募金」や森づくり及び緑化の推進に関する資料等を情報提供するとともに、当会の事業や緑化の重要性をわかりやすく説明し、啓発に努める。

(2) 第72回全国植樹祭への取組

第72回全国植樹祭が開催されることは、森林・緑に対する意識の醸成、将来を見据えた持続可能な森・緑づくりなどを進めていく絶好の機会であり、有意義な大会となるよう取組を進める。

1) 開催へ向けた緑化意識の向上

様々な場面で第72回全国植樹祭開催を周知することにより県民意識の向上を図る。また、植樹祭1年前記念イベントとして、県主催で開催される「緑のしづく祭」及び式典行事等で重要な役割を担う緑の少年団の育成・強化のため水源の森サミット（緑の少年団活動交流会）に支援する。

2) 実行委員会への参画

県および関係団体で構成される実行委員会へ参画し、関連イベントや植樹用苗木供給への支援を行う。

3) 企業等協賛への取組

第72回全国植樹祭実行委員会との協定に基づき企業等から提供される協賛金を受入れ同実行委員会へ協力金として支出する。

(3) 森づくりへの活動支援 かん

木材生産のみならず、水源の涵養、県土の保全、自然環境の保全、地球温暖化の防止ならびに生物多様性の保全などの多面的機能を有する森林を整備、保全、活用する地域住民やボランティア等の取組みを支援し、県民協働による森づくりを地域特性に応じて推進する。

なお、支援を受けた団体等にとっては、「緑の募金」啓発活動に積極的に取り組むものとする

1) ふれあいの森づくりへの支援

地域住民の語らいや休養の場となる森林（語らいの森）、結婚・出産等人生の節目となる出来事を記念して植樹する森（記念の森）、ドングリ等の実のなる木の植樹など生き物の棲みやすい環境をつくる森（生き物を育む森）、地域の児童、生徒などの自然観察や野外学習、遊びなどの場となる森（学び、遊びの森）など、様々な形で地域住民等がふれあう森づくりに取り組む活動を支援する。

2) 学校林づくりへの支援

学校教育の一環として実施される学校林の植林や手入れ、学習等の活動を支援し、次代を担う青少年の森林・林業への理解を深めるとともに、森林の多面的機能や環境問題等に対する関心を高める活動を支援する。

3) 協働の森づくりへの支援

県民が協働・連携して行う森づくり活動を支援し、森林づくりの推進を図る。

① 上下流連携による協働の森づくり

上流域である森林所有者等の団体と下流域の住民団体等が連携して行う水源地域の森づくり活動を支援する。

② 公募による協働の森づくり

森林ボランティア団体等が広く県民等に呼びかけ、公募によりその参加を求めて行う森づくり活動を支援し、協働の森づくりを進める。

③ 都市地域住民による森づくり

都市地域住民の森林・林業への理解を深め、都市地域住民による協働の森づくりを推進する。

(4) 身近な緑づくりへの支援

地域住民等の協働により行われる身の回りの生活環境の緑づくりの活動が湖国緑化のための大きな活動につながることから、学校、公園等の公共施設を中心とする身近な緑づくりの活動を支援し、まちの緑づくりを推進する。

1) 生活環境の緑づくりへの支援

学校や公園等の公共施設・公共用地等の身近な生活環境において、地域住民の参加により行われる植樹活動に利用される苗木を提供し、生活環境の緑づくりを支援する。

2) 緑のまちづくりへの支援

幼稚園、学校や公園等の公共施設等において記念行事等として関係者の参加により行われる植樹活動であって緑化啓発効果が著しく期待できるものに対して、苗木を提供し、緑のまちづくりを支援する。

3) 淡海の巨木・名木次世代継承事業の推進

県内の巨木・名木に焦点を当て、人々の心の支えやまちの顔あるいは地域の誇りとなっている樹木に必要な手当をすることにより、生き生きとした樹木としてよみがえらせ、次世代へ継承していく。

また、緑の文化遺産とも言うべき県内の巨木・名木に直接、眼に触れることによって、緑化思想の高揚と啓発を図ることを目的とした「巨木・名木巡りツアー」を春期・秋期の2回実施する。

※4) 桜の並木・森の造成等

企業から桜の苗木の寄贈を受けて、公共施設や琵琶湖岸等への植栽を進め、国の花「桜」に親しみ、安らぎと潤いの感じられる集いの場を広げる。

※5) 学校、公共施設等の緑化

企業から寄贈を受けた緑化苗木を学校等の公共施設や福祉施設等に配布し、安らぎと潤いのある環境づくりを推進する。

※6) 平和の緑づくり事業

環境緑化に取り組んでいる企業から支援を受けて、小学校等の公共施設にシンボルツリーとして県の木(モミジ)の植栽及び周辺の緑化整備を行うとともに、継続的な緑づくりに努める。

※7) ゴルファーの緑化促進事業

公益社団法人ゴルフ緑化促進会からの緑化協力金により、協力ゴルフ場所在地を中心とした公共施設に植樹等を行う。

※8) 学校環境緑化モデル事業

(公社)国土緑化推進機構からの「ローソン緑の募金」により、学校環境の緑化を通じて青少年の環境教育の推進を図る。

※9) 学校林を活用した森林環境教育促進事業

(公社)国土緑化推進機構からの助成により、学校林を活用して青少年の環境教育の推進を図る。

(※ 上記4)、5)は現物苗木受領のため、本会経理は未計上、6)は平和堂事業、7)、8)、9)は緑化一般事業)

(5) 緑の少年団等森林・環境活動への支援

森づくり活動を通じて環境学習や自然保護等に取り組み、森林・環境活動を普及し緑化意識を高めることに自主的・積極的に取り組む団体の活動を支援し、森・緑づくりの啓発と推進を図るとともに、支援を受けた団体等にあっては「緑の募金」啓発活動に積極的に取り組むものとする。

1) 緑の少年団等の育成と活動強化

森・緑づくりや環境保全の取り組みは少年・幼年時代からの森林・環境活動により培われることから、「緑の少年団」及び「緑の幼年団」について、その新規結成や「緑の少年団サポーター」である滋賀森林インストラクター会による少年団指導員の資質の向上を目指した研修等によりその育成及び活動の活性化を図る。併せて、交流会等の開催、各種大会への参加を支援する。

2) 森林・緑化活動団体等の活動への支援

県民に対する森づくり・緑化推進に関する研修・啓発等による地域に根ざした人材を育成し、併せて「緑の募金」を県域的に推進する森林・緑化活動団体の活動を支援し、森づくり・緑化の推進を図る。また、里山等の積極的な保全活動を通じて地域の緑づくりや環境保全に継続的に取り組んでいるボランティア団体の活動を支援し、森づくり・緑化の推進を図る。

3) 事業所環境等の緑化推進に関する研修の実施

事業所及びその周辺や身近なまちの緑化の推進は地域環境に大きな影響を与えるものであることから、こうした緑化事業の効果的な実施を図るため、緑化関係者等を対象に緑化に関する知識・技術についての研修会を開催し、実践力の向上を図る。

(6) 国際緑化協力の推進

本県で学ぶ海外からの研修員等と本県の森林・林業関係者、森林ボランティア等との森・緑づくりに関する交流会を開催することで国際交流を進めるとともに、県内の国際緑化協力団体の活動へ支援を行うことにより地球温暖化防止等を目指す、緑化に関する国際啓発に努める。

(7) 情報公開の一層の推進及び効果的な公益財団活動の研究

当会の業務運営の透明化及び適正化を図るために、ホームページの充実とともに様々な広報媒体を積極的に活用し、情報公開の一層の推進に努める。

また、公益財団法人として評議員会、理事会、運営協議会の機能的な運営を図るとともに、当会事務局と県内5森林整備事務所及び19市町の緑化推進委員会との連絡調整、意思疎通を円滑にするため、電子媒体等の有効活用による情報提供、意見、提案の場を設ける。

さらに、他府県の緑化推進委員会等の活動も参考にしながら、効果的な公益財団活動を研究していく。

3 推進体制

(1) 自主財源の確保

積極的かつ効果的な啓発活動による募金目標額の達成と基本財産の安全・確実な運用を図る。

(2) 進行管理と点検評価

1) 当計画の推進を図るため、

「PDCA型行政運営システム（計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－反映（Action））による進行管理に努める。

2) 毎年度、運営協議会で数値目標（緑の募金額）の達成度及び事業の進行状況を点検し、事業の効果等について評価する。

3) 実施状況の公表

森・緑づくりの普及・啓発や森林整備、緑化推進施策の実施状況は当会 の広報誌「湖国「緑の募金」」やホームページ等を活用して広く公表する。